「もしも」「まさか」のあなたを守る

救急・消防最前線

vol.13

集中豪雨などの水害に備えましょう

市消防本部
☎㊿0123

水害の発生しやすい時期が来ます

土岐川流域では、昭和四十七年七月、平成元年九月、平成十一年六月、平成十二年九月など、近年幾度となく洪水被害に見舞われています。

これから梅雨、台風の時期を迎えるに当たり、集中豪雨などの災害に備えた十分な対策をしておきましょう。

台風が近づいたり長雨が続くときは、テレビ、ラジオ、インターネットや消防本部へ問い合わせるなどして、情報を収集してください。

一時間に五十㎜以上の降雨があると、土砂災害・水害の危険が大きいので、避難の必要があります。



1時間の雨量と降り方（気象庁による）

1時間の雨量	雨の降り方
10～20㎜	ザーザーと降り、雨音で話し声がよく聞こえない。
20～30㎜	どしゃ降り。側溝や下水、小さな川が溢れる。
30～50㎜	バケツをひっくり返したように降り、道路が川のようになる。
50～80㎜	滝のように降り、土石流が起こりやすい。車の運転は危険。
80㎜以上	雨による大規模な災害発生の危険があり、厳重な警戒が必要。

※雨量は目安なので「以上」「未満」と厳密ではない。

危険個所や避難場所は日ごろから確認を！

自宅の周りや通学・通勤経路などでの土砂災害の危険個所、家族の避難場所を「土岐市防災安心読本（平成十四年八月配布）」などを参考にして、あらかじめ確認しておきましょう。



土岐市防災安心読本（平成十四年八月配布）

市の体制は？

市では、気象情報などで水害の発生が予想されるときは、災害対策本部が設置され、職員を増強し、市内各地の警戒にあたります。

市内で避難勧告や避難指示などが発令されると、防災行政無線からの広報や、消防車、パトカー、広報車などで市内各地を回ります。

◇

消防に関するご意見・ご質問は
・北消防署　☎㊿53-0119
・南消防署　☎㊿58-0119
・濃南分駐所　☎㊿52-0119
へどうぞ。

悩んでいませんか？

～ファミリー・カウンセラーがアドバイス～

vol.25

夫婦にかかわる悩みごと

Q.財産分与

性格が合わないので、夫と離婚しようと考えています。

結婚後に購入した土地、家屋、預貯金はすべて夫名義になっています。夫は、「お前が勝手に離婚したいというのだから、何もやらない」と言っており、今後の生活が不安でなりません。財産は分けてもらえるのでしょうか。

A.すべての財産が分与の対象　平等な権利がある

離婚によって相手に要求できるのは、財産分与と慰謝料です。

財産分与は、主に婚姻中に夫婦で協力して築いた財産の清算です。夫の給料で夫婦が生活していても、妻の家事労働で家庭が維持され、夫の給料取得に貢献しているわけですから、たとえ夫の収入で取得した土地、家屋、預貯金であっても、すべて財産分与の対象となります。一般的には、これらの財産は夫の単独名義になっていることが多いようですが、名義に関係なく平等に権利があるといえます。どの程度分与されるかは、妻の協力や貢献の度合い、婚姻期間、財産の種類、金額などが考慮され、一定の基準はありません。共稼ぎの場合は50%、専業主婦の場合は40%といった具合です。最近では、折半という事例が多く見られます。財産分与には共有財産の清算のほか、妻が自立して生活できるまでの間の扶養料が含まれる場合もあります。

慰謝料は離婚に至った原因をつくった夫または妻が、相手の精神的苦痛に対して支払う損害賠償金です。慰謝料の額は、それこそケースバイケースといえます。

（カウンセラー・土岐正直）